

京都文教大学キャンパス・ハラスメント防止対策規程

(目的)

第1条 この規程は、京都文教大学(以下「本学」という。)におけるキャンパス・ハラスメントの防止及び排除のための対処並びにキャンパス・ハラスメントに起因する問題が生じた場合、適切に対応するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 キャンパス・ハラスメントには、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等を含む。

(1) セクシュアル・ハラスメントとは、相手の望まない性的な言動や性別による差別意識に基づく言動によって、相手に対して不快感や不利益を与えることで相手の人権を侵害することを指す。又その行為によって就労・就学を継続できない状況に追い込むことや教育・研究・学習及び労働の環境を損なうことをいう。

(2) パワー・ハラスメントとは、職場における職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、不適切で不当な指導・嫌がらせの言動などを行うことを指す。パワー・ハラスメントは特定の個人によってなされるのみでなく、複数・集団によってもなされることがあり、そのことによって相手に精神的・身体的な損傷を負わせたり、就労、教育・研究・学習及び労働を継続できない状況に追い込むような人権を侵害する行為並びに構成員の環境を悪化させることをいう。

(3) アカデミック・ハラスメントとは、教育・研究・学習及び労働上の権威的又は優越的地位や権限を利用・逸脱して、教育・研究活動を一方的に妨害したり差別したり、不利益をもたらしたり、人権を侵害すること及びその結果として教育・研究環境を著しく阻害するような不適切で不当な指導や嫌がらせの言動を行うことをいう。

(4) マタニティ・ハラスメントとは、職場において、上司や同僚が、労働者の妊娠・出産及び育児等に関する制度又は措置の利用に関する言動により、労働者の就業環境を害すること並びに妊娠・出産等に関する言動により労働者の就労を害することをいう。

(5) その他のキャンパス・ハラスメントとは、前各号以外の不適切な言動であって、相手方に不快感その他の不利益を与えるものをいう。

2 本条第2号の言動は、直接的な暴言・過度の叱責・罵倒などの言動のみでなく、文書・Eメールなどの間接的な誹謗・中傷・流言・仲間はずれ、悪意的な妨害などを含む。

3 本条各号のハラスメントにあたるかどうかは、客観的に判断され、教育・研究・学習上又は業務上の適切な指導とは区別される。

(適用範囲)

第3条 この規程の適用範囲は次の通りとする。

(1) 宇治キャンパス構成員である教職員(専任、特任、非常勤、嘱託、派遣、委託業者、アルバイト等の雇用形態を問わない。以下「教職員」という。)、及び学生(学部生、大

学院生、学部研究生、大学院研究生、科目等履修生、留学生など本キャンパスで学ぶ全ての者及び本学卒業・修了生、退学・除籍した者。以下「学生」という。)など本学と教育・研究・学習上又は業務上の関係を有するすべての者に時間及び場所に拘らず適用される。

- (2) 宇治キャンパス構成員と学外者の間に起きたキャンパス・ハラスメントについては、本規程を準用し、問題解決のために必要かつ適切な処置を講ずる。

(教職員、学生の責務)

第 4 条 教職員、学生はキャンパス・ハラスメントについての理解を深め、該当する行為をしてはならない。

(学長等の責務)

第 5 条 学長は、本学のキャンパス・ハラスメントの防止及び対応に関する事務を総括する。

2 学長は、教職員及び学生に対し、この規程の周知徹底を図り、キャンパス・ハラスメントの防止に努めるとともに、これに関連する問題が生じた場合には迅速、適切に対処するものとする。

3 副学長は、学長を補佐し、本学のキャンパス・ハラスメントの防止に努めるとともに、これに関連する問題が生じた場合に迅速、適切に対処するものとする。

4 職員を管理・監督する地位にある者及び教授、准教授又はこれらと同等の職にあり、学生を指導する立場にある教職員は、次の事項に注意してキャンパス・ハラスメントの防止に努めるとともに、これに関連する問題が生じた場合に迅速、適切に対処するものとする。

(1) 日常の執務又は教育・研究・学習及び労働を通じた指導等により、キャンパス・ハラスメントに関し、教職員等の注意を喚起し、その認識を深めさせること。

(2) 教職員等の言動に十分な注意を払うことにより、キャンパス・ハラスメントが生じることがないように配慮すること。

(防止対策委員会)

第 6 条 大学に、キャンパス・ハラスメントの防止及び問題解決に関する具体的な施策を推進するために、キャンパス・ハラスメント防止対策委員会(以下「防止対策委員会」という。)を置く。

2 防止対策委員会に委員長及び副委員長各 1 名を置き、委員長は学長をもって充て、副委員長は防止対策委員の互選によって選任する。

3 委員長は、防止対策委員会を招集し、その議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理し、又はその職務を行う。

5 防止対策委員会は、必要に応じて防止対策委員以外の者を会議に出席させ、報告又は意見を聴くことができる。

(防止対策委員会の任務)

第7条 防止対策委員会の任務は、次の事項とする。

- (1) キャンパス・ハラスメントの防止等に関する啓発活動の企画及び実施
- (2) キャンパス・ハラスメントに起因する問題への対応
- (3) キャンパス・ハラスメントに関する関係部署との連絡調整
- (4) その他キャンパス・ハラスメントの防止に関する環境改善など
- (5) 障害を理由とする差別(正当な理由のない不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供等)に関する紛争の防止又は解決
- (6) 調査委員会(第14条に定める調査委員会をいう。以下同じ。)の設置及びその委員構成についての決定
- (7) ハラスメント申立の受理

(防止対策委員の選任)

第8条 防止対策委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 研究科長
- (4) 学部長
- (5) 事務局長
- (6) 教務部長
- (7) 学生部長
- (8) 総務部長
- (9) 人権委員会委員長
- (10) その他学長が指名する者

(相談員・相談室)

第9条 キャンパス・ハラスメントの相談にあたるため、本学に相談員と相談室を置く。

2 相談員は次に掲げる者に学長が委嘱する。

- (1) 防止対策委員会が推薦する本学の教職員
- (2) その他学長が指名する者(学外者含む)

3 相談員の氏名及び連絡先は、毎年度のはじめに広報誌等で公開する。

4 キャンパス・ハラスメントに係る相談を受けた本学教職員は速やかに相談員・相談室への相談を勧めるか、同伴するなどの必要な対応をしなければならない。

(相談員・相談室の任務)

第10条 相談員・相談室の任務は、次の事項とする。

- (1) キャンパス・ハラスメントに関する相談に応じ、問題の解決に向けた相談者の支援
- (2) 相談記録の作成・管理
- (3) 構成員に向けたキャンパス・ハラスメントを防止するための啓発

2 前項各号の詳細は別途定める。

(相談員の任期)

第 11 条 相談員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、次条に定める補充の相談員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 相談員は、任期満了の後でも、後任の相談員が選任されるまで引き続きその職務を行う。

(相談員の補充)

第 12 条 相談員に欠員が生じた場合は、速やかにこれを補充するものとする。

(ハラスメントの訴えの申立)

第 13 条 ハラスメントの被害については、大学に対して訴えの申立をすることができる。申立は、原則として相談員と相談した上で、別紙書式で行わなければならない。

(調査委員会)

第 14 条 防止対策委員会は当該事案の事実関係を調査するため、キャンパス・ハラスメント調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置することができる。

2 調査委員会は、3 名以上の調査委員をもって組織する。

(調査委員会の任務)

第 15 条 調査委員会がキャンパス・ハラスメントに関する調査を行うに当たっては、当事者、相談員及び関係者から公正な立場で事情聴取を行うものとし、必要に応じて関係書類等の提出を求めることができる。

2 関係部署の長は、調査委員会の行う調査に協力しなければならない。

3 調査委員会は、調査開始後 2 か月以内に調査を終了させなければならない。ただし、調査に時間を要する等、特段の事情ある場合は、この限りでない。

4 調査委員会は、その調査結果、当事者に対する措置等について、書面をもって防止対策委員会に報告しなければならない。

(調査委員の選任)

第 16 条 調査委員は、防止対策委員会の推薦により学長が指名する。

2 前項の指名に当たっては、防止対策委員会委員、相談員及び当事者に関係ある者を除外し、男女構成比等委員の構成に配慮しなければならない。

3 防止対策委員会が必要と認めた場合、学長は学外の専門家に調査委員を委嘱することができる。

4 調査委員の氏名は、公開しない。

(調査結果の当事者への報告と異議申立)

第 17 条 調査の結果は、調査委員会から当事者に直接文書で報告するとともに、防止対策委員長にも報告する。

2 調査結果に対し当事者は、調査結果を受け取った日の翌日から起算して 2 週間以内に書面で直接調査委員会に異議申立を行うことができる。

3 異議申立が行われた場合、調査委員会は異議に対して再調査の必要性を含めて検討した

最終調査報告書を当事者に報告するとともに、防止対策委員長にも報告する。

- 4 最終調査結果は、原則として前述の異議申立期間終了の翌日から起算して1ヶ月以内に終えることとする。1ヶ月を過ぎる場合は、理由とともに当事者に報告すると同時に防止対策委員長にも報告する。

(調査結果の処理)

第18条 防止対策委員長は、調査委員会の「調査報告書」について防止対策委員会に諮り、処分及び改善策が必要であると判断した場合は、その旨の意見をまとめ、速やかに適切な対応をしなければならない。

- 2 防止対策委員長は、被害者へのケアや問題解決に必要な取り組みについて、各部署に命ずることができる。

(懲戒処分)

第19条 懲戒処分については、調査委員会の「調査報告書」及び防止対策委員会における懲戒処分に関する意見を受け、次の各号で決定する。

- (1) 教職員に対しては、学校法人京都文教学園就業規則第49条で定める常務理事会で決定する。
- (2) 学生に対しては、京都文教大学及び京都文教大学大学院学生懲戒処分規程により、教授会又は研究科委員会の審議を経て、学長が決定する。

(調査結果の公開)

第20条 学長は必要に応じて事案の事実関係、処分等を学内外に説明する責任を負う。

(不服申し立て)

第21条 申立者及び被申立者は、調査、処置、手続き等に不満がある場合、学長に書面でその旨を申し出ることができる。

- 2 不服申し立てがある場合、防止対策委員会は不服申立内容の検討及び適切な処置をとるものとする。

(遵守事項)

第22条 当事者及び関係者は、相談、事情聴取等に際しては真実を述べ、偽りの申出をしてはならない。

- 2 行為者又はその関係者は、いかなる場合においても相談及び苦情を申し出た者並びにその関係者に対して、報復的行為その他不利益な取扱いをしてはならない。防止対策委員会は、そのような行為又は取扱いの行われぬよう配慮するものとする。

- 3 この規程にかかわる委員、相談員及びその他手続きにおいて関係する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 職務上知り得た情報を他に漏らさないこと。
- (2) 職務の遂行に当たって、当事者及び関係者の名誉、プライバシー等の人権を不当に侵害しないこと。
- (3) 当事者及び関係者がキャンパス・ハラスメントに関し相談をしたこと又は事実関係

の確認に協力したこと等を理由として、不利益な取扱いを行わないこと。

(所管)

第 23 条 この規程に関する事務は、総務部総務課が行う。

(改廃)

第 24 条 この規程の改廃は、防止対策委員会、教授会、研究科委員会及び大学運営会議の審議を経て、学長の決裁により行う。

附 則

この規程は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

平成 27 年 4 月 1 日改正(第 17 条・第 21 条・第 22 条)

平成 29 年 4 月 1 日改正(第 2 条～第 10 条改正、第 13 条新設、第 14 条～第 16 条条変更、第 17 条新設、第 18 条～第 24 条条変更、第 18 条・第 19 条改正)